

事 務 連 絡  
令和7年3月18日

各 { 都道府県  
市区町村 } 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

#### 相談支援に係るQ&Aの一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

別添の「相談支援に関するQ&A」について、以下の問について一部改正しましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、御了知の上、関係団体ならびに関係機関への周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう取扱っていただきますようお願い申し上げます。

#### 【今回改定した問】

問 20 相談支援専門員の実務経験要件について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 相談支援係 TEL：03-5253-1111（内線：3040） FAX：03-3591-8914
---